

## 自動販売機設置者選定に係る条件等について

使用許可の対象となる自動販売機設置申請者は、下記の条件を満たし、かつ独自の実施可能な提案等について、許可申請に伴う書類に具体的な方法等を添付すること。

業者の選定にあたっては、各事項を総合的に判断し決定することになるので十分検討し提出のこと。

- 1 使用許可の期間は3年の期間とする。引き続き3年間は下記の条件を満たすことができること。
- 2 水道料、電気料等建物の使用に伴う経費(光熱水費)は、使用者の負担とし、学校長と使用者の負担で協定書を作成する。また、子メーターは使用者の負担で設置すること。
- 3 特に保健衛生については十分配慮をすること。

なお、自動販売機の内外及び設置場所における清掃等特別な独自の実施可能な提案等がある場合、具体的な方法等を文書で申し出ること。

## 4 品目、価格、回収、及び設置場所等について

(1)販売品目は、缶及びペットボトル等の清涼飲料水と牛乳及び乳飲料を入れる。清涼飲料水は品数が豊富なこと。なお、缶及びペットボトルについては、ふたが閉まる商品とする。清涼飲料水には熱中症予防のための経口補水液並びにナトリウムを含む健康飲料を必ず入れる。

(2)販売時間は、学校長が定めた時間内とする。

(3)販売価格は、市価よりも低廉なものとする。

(4)つり銭切れ、品切れ無いように補充をし、また故障のないよう自動販売機の整備は常に行うこと。

万一の場合にはすみやかに対応できる体制をとること。補充等の敷地内への車両の乗り入れは生徒の通行に十分に注意をすること。

特別な独自の実施可能な提案等がある場合、具体的な方法等を文書で申し出ること。

(5)ペットボトル・缶の回収容器を自動販売機横に設置し、飲料の補充の度に回収すること。また、他店で購入した缶等についても回収すること。

(6)設置する自動販売機等2台で、本体に漏電しゃ断器付のものとするとともに、転倒防止対策をすること。

(7)設置する場所は学校長の指定する場所とし、電気使用量の子メーターをつけなければならない。

(8)設置・移転・撤去及びメンテナンスに係る諸費用はすべて使用者の負担とする。

## 5 自動販売機を設置するに当たり、営業許可、保健所への届等、許可等法令に規定のある事項については、採用業者決定後申請者が事前に手続きを行い、その許可書等の写しを添付の上、使用許可申請を行うこと。

## 6 学校長が必要と認める場合又は使用許可の条件に反した場合は、使用許可を取り消す。

## 7 業者選定委員会の結果採用が決定された場合は、以下の書類を提出することとなる。

(1)東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書(様式1-2)

(2)申立書

申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は、食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立書

(3)登記簿謄本(現に効力を有する部分のみ)

個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本(写しは認めない。)

個人で営業している場合は市区町村長の発行する身分証明書

(4)納税証明書

申請時を基準として直前1カ年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税(いずれも、確定申告分)、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書

(5)財務諸表

申請時を基準として、直前2カ年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書

(6)販売品目及び価格表(様式2-2)

(7)営業許可書(必要な場合のみ)

(8)経歴書

なお、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(9)の書類は、PTA、後援会及び同窓会(以下「PTA等という」)の場合はこれを要しない。また、経歴書にはPTA等の納品歴がある場合は記載すること。

(別紙)様式例1-2(自動販売機)

年 月 日

都立 学校長 殿

申請者住所  
申請者名

東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書

このことについて、都立 学校生徒職員の福利厚生のため、下記により自動販売機を設置し、市価よりも低廉な価格で販売したいので校舎の無償使用について許可を受けたく、ここに申請します。

記

1 使用財産の表示

- (1) 所在
- (2) 学校名
- (3) 校舎名及び使用場所 棟 階(別紙図面のとおり)
- (4) 使用箇所の面積

2 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 自動販売機の規格等

- (1) 台数
- (2) 規格 (高さ)×(横幅)×(奥行)
- (3) 消費電力量 (注)1時間あたり W

4 販売品目及び価格並びに参考市価  
別紙、「販売品目及び価格表のとおり」

5 責任者氏名及び連絡先

氏名  
電話番号

6 添付書類

- (1) 使用箇所図面
- (2) 申立書
- (3) 登記簿謄本
- (4) 納税証明書
- (5) 財務諸表
- (6) 販売品目及び価格表(様式2-2)
- (7) 営業許可書の写し
- (8) 経歴書

※ (注) 消費電力量は、冷却機又はヒーターのある販売機についてはその作動時、その他の販売機については常時1時間当たりの消費電力量を記入する。

